

新たな制度の導入を見据えた将来的な検討課題の整理

1. 法制審議会仲裁法制部会における議論状況

- 部会では、ADRの利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図る観点から、調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について調査審議が進められ、今般、事務当局から要綱案のたたき台が示されたところ。(資料2参照)
- これまでの部会の議論では、執行力を付与し得る対象となる和解の範囲について、国内の事案に関しては、一定の紛争類型を除いて、認証ADRにおいて成立した和解を対象とすることにおおむね異論がなかった。もっとも、議論の過程では、とりわけ家事紛争に係る和解を対象から除外すべきかどうかの議論に際しては、ヒアリングやそれを踏まえた議論において様々な指摘や意見がみられたところ。
- 部会では、これらの指摘や意見として述べられたところは、いずれも制度の導入による弊害ではないと整理し得るものの、認証ADRの適切な運用を図る観点から別途検討されなければならない課題であるとされた。適切な運用を担保するための方策として、新たな制度について広く国民に対する周知を徹底していくことは当然のこととして、例えば、認証紛争解決事業者に対し、債務名義とするに適した和解条項を作成すること等の研修を実施することや、成立した和解に執行力が付与され得ることを踏まえた説明モデルを開発することなど、ガイドラインの見直しの要否を含めた認証制度の運用面について検討を行い、部会において指摘された「弊害」に対応していくことが必要であると指摘されたところ。(資料3参照)
- 以上のような今般の要綱案のたたき台の提案に至った部会での議論の経緯に鑑みると、本検討会においても、新たな制度の創設等を見据えた上で、家事紛争を含む紛争全体を念頭に、認証制度のより一層の適切な運用を図るために今後検討を加えるべき将来的課題を整理しておくことは重要かつ有益。

2. 新たな制度について国民及びADR機関の理解増進を図るための方策

部会でも指摘されたように、現行の認証制度は、和解に対する執行力の付与を前提にするものではない。したがって、今後、認証ADRにおいて成立した和解に、一定の要件の下、執行力を付与するとの新たな制度を創設する

のであれば、広く国民に対する周知を徹底することはもとより、認証ADRの運営主体である認証紛争解決事業者に対する周知、研修を実施して、その体制整備を支援することも必要であると考えられるが、これらの周知・広報策等を実効あるものとするため、どのような方策が考えられるか。

(検討の例)

- ・ 法務省、認証紛争解決事業者、関係団体等（一般財団法人日本ADR協会、一般財団法人日本ODR協会、日本弁護士連合会、弁護士会、司法書士その他の隣接法律専門職者団体等）、相談機関等が連携し、様々なチャンネルで周知・広報策を展開することが考えられるが、どうか。
- ・ 関係団体等の協力を得て、法務省において、認証紛争解決事業者向けの説明会等を開催し、十分な理解の上に体制、規程類の整備、これに伴う円滑な変更認証の取得が可能となるような環境を整えることが考えられるが、どうか。

3. 紛争の当事者に対する適切な説明の在り方、担保するための方策

要綱案のたたき台では、執行力を付与し得る対象となる和解は、認証ADRにおいて紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたもの（特定和解）であり、一定の類型の紛争に係る和解については、特定和解に該当するものであっても、執行決定の対象から除外されることが提案されている。

法第14条の説明義務の趣旨が、紛争の当事者が認証紛争解決事業者の提供する認証ADRの業務を利用するかどうかの選択・判断等に必要な情報を提供することのほか、認証ADRの利用を巡る二次的な紛争の発生を未然に防止することにもあることを踏まえると、手続実施依頼契約に先立つ説明は、これまで以上に適切にされることが求められる。こうした説明が十分に行われないのであれば、利用者が不測の損害を被ることや無用の警戒・畏怖によって応諾率や和解成立率が低下することも懸念される。

こうした点を踏まえ、認証紛争解決事業者において、紛争の当事者に対し、どのような説明がされるべきと考えられるか。また、そのような説明が確実に行われることを担保するための方策として、どのようなものが考えられるか。

(検討の例)

- ・ 省令、ガイドラインの関連部分（法第6条第7条、第14条関係）の見直しに当たり、どのような点に留意して検討をすべきか。
- ・ 認証紛争解決事業者に対し、成立した和解に執行力が付与され得るこ

とを踏まえた説明モデル（強制執行，財産開示制度，弁護士会照会制度等に関する説明が必要になると考えられる。）を提示することが考えられるが，どうか。

4. 適式・適格な特定和解の成立を担保するための措置

要綱案のたたき台では，前記のとおり執行力を付与し得る対象となる和解は特定和解である必要があり，一定の類型の紛争に係る和解については，特定和解に該当するものであっても執行決定の対象から除外されることのほか，所定の執行拒否事由に該当する場合には，執行決定の申立てを却下することができるものとする事，執行決定の申立てには，所定の書面（特定和解の内容が記載された書面であって，当事者の署名があるもの等当事者の同一性及び意思を確認することができるものや，認証紛争解決事業者が作成した認証ADRが実施されたことを証明する書面その他の特定和解が認証ADRにおいて成立したものであることを証明する書面）を提出しなければならないものとする事（なお，書面の提出に代えて，これらの記載事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出も可能）などが提案されている。

したがって，特定和解が成立したとしても，認証紛争解決事業者において適式な書面が作成，保管されなかったり，あるいは，その内容に執行拒否事由に該当するものが含まれていたり，給付内容が特定されていなかったりするなどの理由により，当事者（債権者）において執行決定を得ることができず，権利の実現を図ることができないような事態が生じる可能性がある。反対に，成立した特定和解に執行拒否事由に該当するものが含まれているのに，当事者（債務者）が任意の履行をすることにより，損害を被る事態が生ずることも懸念されないではない。

こうした事態の発生を未然に防止し，ADRに対する信頼性を確保するため，適式・適格な特定和解の成立を担保するための方策を講ずる必要があると考えられるが，そのための方策として，どのようなものが考えられるか。

（検討の例）

- ・ 手続やその記録の作成・保存に係る省令，ガイドライン（法第6条第7号，第16条関係）の見直しが考えられるが，どうか。
- ・ 和解案の提示，和解の成立時等における弁護士助言措置の在り方の検討やこれに伴うガイドライン（法第6条第5号，第7号関係）の見直しが考えられるが，どうか。
- ・ 関係団体等における研修会の開催の働き掛けや講師の確保に向けた支

援が考えられるが、どうか。

5. その他検討すべき課題

以上のほかに新たな制度の導入を見据えて検討すべき課題はあるか。

以上